

熊本県行政文書等管理委員会の概要

熊本県県政情報文書課

◇熊本県行政文書等の管理に関する条例（平成23年3月23日条例第11号）

（熊本県行政文書等管理委員会の設置）

第34条 行政文書等の適正な管理に関する重要事項について調査審議するため、熊本県行政文書等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員会の委員は、行政文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

5（略）

行政文書等管理委員会

第35条: 諮問

条例から委任された規則・その他の規程の制定改廃に関すること

行政文書管理規程の制定改廃に関すること

特定歴史公文書の廃棄に関すること

特定歴史公文書利用等規則の制定又は改廃に関すること

第8条第2項: 意見聴取

行政文書の廃棄に係る意見聴取

第20条第3項: 諮問

特定歴史公文書の利用請求に係る
審査請求に関すること

行政文書の移管・廃棄の事務処理の流れ

